

鳥栖市公告第22号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項で定める地域計画を変更したので、同法第19条第8項の規定により、次のとおり公告する。

なお、変更した地域計画は、下記の場所に常時備えおいて縦覧に供する。

令和8年9月8日

鳥栖市長 向門 慶人

〈変更後の地域計画の縦覧場所〉

鳥栖市宿町1118番地 鳥栖市経済部農林課